東北中央自動車道の利活用促進による地域活性化協議会

規　約

（名称）

第１条　この協議会は、東北中央自動車道の利活用促進による地域活性化協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、経済・観光振興等東北中央自動車道の利活用促進に向けた取組みについて、関係者が一体となって議論するとともに、東北中央自動車道の整備効果を最大限に活かした地域づくりの推進を図ることを目的とする。

（組織）

第３条　協議会は、別表１に掲げる機関並びに職にあるものをもって構成する。

二　構成機関並びに構成員は、必要に応じ会長が発議し、審議を以って変更できる。

三　協議会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

四　協議会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

（役員）

第４条　協議会に次の役員を置く。

（１）会長は、東北地方整備局 山形河川国道事務所長とする。

（２）副会長は、東北地方整備局 福島河川国道事務所長、山形県 県土整備部長とする。

（協議会）

第５条　協議会は、必要に応じ会長が召集し、東北中央自動車道における次の事項について共有・議論を行う。

（１）　進捗状況等

（２）　利活用に関する意見および利活用方法

（３）　整備効果に関する広報

（４）　その他、必要な事項に関すること

（事務局）

第６条　協議会の事務局は、東北地方整備局山形河川国道事務所調査課・山形県県土整備部道路整備課に置くものとする。

（雑則）

第７条　本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附則　この規約は、平成２７年８月３１日から施行する。

平成２８年２月１５日より、本改訂版を施行する。

平成２９年２月１６日より、本改訂版を施行する。

平成３０年３月９日より、本改訂版を施行する。

令和２年８月７日より、本改訂版を施行する。

令和６年３月２１日より、本改訂版を施行する。

令和７年３月２４日より、本改訂版を施行する。

令和８年１０月２９日より、本改訂版を施行する。

別表１

東北中央自動車道の利活用促進による地域活性化協議会

構成機関

国土交通省 東北地方整備局　山形河川国道事務所、福島河川国道事務所
山形県
福島県
山形市、米沢市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市
山辺町、中山町、大石田町
金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
高畠町、川西町
福島市
山形商工会議所、米沢商工会議所、新庄商工会議所、天童商工会議所
福島商工会議所
山形県商工会連合会、
東日本高速道路株式会社 東北支社　山形管理事務所、福島管理事務所

委　員

会　長：国土交通省 東北地方整備局　山形河川国道事務所長
副会長：国土交通省 東北地方整備局　福島河川国道事務所長
副会長：山形県　県土整備部長

山形県　産業労働部次長、観光文化スポーツ部次長、農林水産部次長
福島県　土木部次長（道路担当）、商工労働部 商工総務課長
観光交流局 観光交流課長
農林水産部 農林企画課長
山形市　まちづくり政策部長、商工観光部長
米沢市　建設部長、産業部長、観光文化スポーツ部長
新庄市　都市整備課長、商工観光課長
上山市　建設課長、産業観光課長
村山市　建設課長、商工観光課長
天童市　建設部長、経済部長
東根市　建設部長、経済部長
尾花沢市　建設課長、商工観光課長
南陽市　建設課長、商工観光課長
山辺町　建設課長、美力発信課長
中山町　建設課長、産業振興課長
大石田町　建設課長、みらい共創戦略課長
金山町　まちづくり課長、まちづくり課 交流推進主幹
最上町　建設水道課長、商工観光課長
舟形町　地域整備課長、まちづくり課長
真室川町　建設課長、企画課長
大蔵村　地域整備課長、企画課長

鮭川村　農村整備課長、むらづくり推進課長
戸沢村　建設水道課長、まちづくり課長
高畠町　建設課長、商工観光課長
川西町　地域整備課長、商工観光課長
福島市　建設部長、商工観光部長

山形商工会議所　専務理事
米沢商工会議所　専務理事
新庄商工会議所　専務理事
天童商工会議所　専務理事
福島商工会議所　専務理事
山形県商工会連合会　専務理事

東日本高速道路株式会社　東北支社　山形管理事務所長
東日本高速道路株式会社　東北支社　福島管理事務所長

オブザーバー

山形県　村山総合支庁　総務企画部長、産業経済部長、建設部長
北村山地域振興局長、建設部次長（北村山担当）
山形県　最上総合支庁　総務企画部長、産業経済部長、建設部長
山形県　置賜総合支庁　総務企画部長、産業経済部長、建設部長

敬称略

事務局

国土交通省　東北地方整備局　山形河川国道事務所　調査課
山形県　県土整備部　道路整備課